

【送り出し機関向け】
介護福祉士実務者研修
送り出しのポイント

令和7年3月

厚生労働省補助事業

実務者研修の実態把握に関する調査研究事業 検討委員会

内容

| | |
|---------------------------------|------------|
| はじめに | 167 |
| I. 介護福祉士実務者研修とは | 168 |
| 1. 実務者研修の意義 | 168 |
| 2. 研修修了時の到達目標 | 169 |
| II. 研修受講にかかる施設・事業所の役割 | 170 |
| 1. キャリアラダーにおける実務者研修の位置 | 170 |
| 2. 送り出し対象者の選定 | 171 |
| 3. 実務者研修の受講にかかる各種サポート | 171 |
| (1) 学習効果を高めるためのサポート | 171 |
| (2) 業務負担軽減サポート | 172 |
| (3) 研修費用サポート | 172 |
| 参考資料 | 174 |
| 参考:別表5(法第40条第2項第5号の介護福祉士養成施設関係) | 174 |

はじめに

実務者研修は、介護福祉士国家試験(以下、「国家試験」という。)受験のための要件となっています。このため、介護福祉士国家試験受験のために受講している者が多くを占めることが指摘される一方、スキルアップを目指して受講している者も一定程度存在することが明らかになっています¹⁰。

働きながら研修を受講する受講者にとって、450 時間以上ある実務者研修を受講することは簡単ではありません。また、受講者の送り出し機関(施設・事業所)においても、送り出す際の代替職員の調整等、多くのご苦労があることとも思います。

しかしながら、実務者研修は介護の知識・技術を体系的に学ぶ機会でもあります。受講者は、本研修を受講することで、自身の能力向上を図ることができ、送り出し機関(施設・事業所)においては、自施設・事業所内の介護福祉士が増え、ひいては施設・事業所における介護の質の向上につながることを想定されます。

このため、本事業では、介護福祉士実務者研修に受講者を送り出す送り出し機関(施設・事業所)の皆様に向けて、研修に受講者を送り出す際のポイントをとりまとめることとしました。自施設・事業所の教育カリキュラムを再検討する際、実務者研修に受講者を送り出す際の参考資料として、本手引きをご活用いただければ幸いです。

厚生労働省補助事業「実務者研修の実態把握に関する調査研究事業」検討委員会

10 馬淵敦士(2017). 現職介護従事者の意識に関する一考察-資格取得に対する意識調査を通して-. 四天王寺大学大学院研究論集 第11号, pp.115-138

I. 介護福祉士実務者研修とは

1. 実務者研修の意義

2007(平成19)年に行われた「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正では、介護福祉士の資格取得ルート¹¹のうち、実務経験ルートについては、「実務経験」(3年以上)に加え、新たに6か月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験する仕組みとすることが定められました。この6か月以上の養成課程については、**介護福祉士養成課程のうち、実務経験のみでは修得できない知識・技術を中心に構成されるもの**とされました。また、実務者研修は、多様な教育主体によって教育が担われる(科目単位での履修認定を認める)ことから、教育水準を担保するため「到達目標」(「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に関する指針について」別表5(法第40条第2項第5号の介護福祉士養成施設関係)」。参考資料<P174~175>)を規定し、基準化されました。このように、実務者研修は知識と技術の双方を学ぶ構成となっており、根拠ある介護の実践において、大変重要な研修であると言えます。施設・事業所においては、実務者研修を受講する職員が増えることで、提供するサービスの質向上を図ることができます。

実務経験ルートでは、実務者研修修了が国家試験の受験要件となっているため、実際に実務者研修修了後、当年度内に国家試験を受験する受講者がほとんどです。前述の通り、実務者研修は実務経験のみでは修得できない知識・技術を中心に構成されており、受講者には、介護福祉士資格を取得後、実務者研修で学んだことを介護の専門職として実践し、介護の質を高めていくことが期待されます。介護福祉士の取得がゴールではなく、介護福祉士を取得後、将来どのような場でキャリアを積んでいきたいかを考えることは、専門職としての実践を高めるためにも、そして介護現場に定着してもらう観点でも重要なことです。

あわせて、国家資格取得後、介護福祉士は、様々なキャリアを歩んでいくことが想定されますが、その中で、介護の専門職として学び続けることが求められます¹²。介護福祉士を目指す受講者が、実務者研修で介護に関する専門的知識・技術を体系的に学ぶことで、介護福祉士資格取得後の働き方を考えていくことも、実務者研修の役割といえます。

11 介護福祉士の資格取得ルートには、以下の3つの方法があります。

1. 3年以上の介護等の業務に関する実務経験及び都道府県知事が指定する実務者研修等における必要な知識及び技能の習得を経た後に、国家試験に合格して資格を取得する方法
2. 都道府県知事が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を習得した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法
3. 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する福祉系高校において必要な知識及び技能を習得した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法

12 「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)」では、介護福祉士に対する知識及び技能の向上について、以下のように定められています。

(資質向上の責務)

第四十七条の二 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適應するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

2. 研修修了時の到達目標

実務者研修は、各科目合計で 450 時間以上のカリキュラムが組み立てられており、前述の通り、国は、実務者研修の修了時に受講者が到達する科目別の目標(前述、「別表5(法第 40 条第2項第5号の介護福祉士養成施設関係)」、を定めています。送り出す施設・事業所の皆さまにも、職員が実務者研修でどのような学びをしているのかをご理解いただき、研修中の支援をお願いしたいと思います。

本表のとおり、実務者研修受講後、受講者は、実務者研修受講前よりも、専門的な知識・技術を習得し、自らの実践に自信をもつことができる、実践の根拠を説明できるなどの成長が期待されます。結果として適切な介護を提供できるようになっていることが期待されます。このため、施設・事業所でも職員の研修状況にぜひ関心をもって、研修中の学習や修了後の変化をみていただきたいです。

Ⅱ. 研修受講にかかる施設・事業所の役割

1. キャリアラダーにおける実務者研修の位置

施設・事業所として、職員の資格取得、キャリアを支援する仕組みを整えておくことは、職員の職場定着、介護の質の向上において重要な意味を持ちます。

実務者研修を修了し、国家資格を取得した後も、介護福祉士には介護の専門職として学び続けることが求められ、実務者研修修了者は、様々なキャリアを歩んでいくことが想定されます。介護福祉士として深化していく道には、介護施設などでリーダーとして活躍する、認知症や看取りといった専門的な介護の実践に特化するなど、様々なキャリアが存在します。介護職員がどのようなキャリアを歩んでいきたいかを、入職時から描けることが大切です。

職員がキャリアを考える際のサポートとして、施設・事業所内で、職員が受講する研修を整理し、職員に明示できるとよいでしょう。職員が、自らのキャリアの中で実務者研修受講、介護福祉士資格取得がどの位置にあり、今後自らのキャリアを高めるうえでどのような研修を受講していくとよいかを理解するための情報を示すことが重要です。なお、これら研修の整理の際は、各研修の受講の意義、研修受講後の到達点などを踏まえ、受講が想定されるキャリアの年数や、受講する際に保持していることが望ましい介護の知識・技術なども明示されているとよいでしょう。

なお、介護福祉士実務者研修を受ける前に、介護業務を遂行する上で最低限の知識・技術と倫理を学習し、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行われる「介護職員初任者研修」の受講をしておくことで、実務者研修の内容がより分かるようになるでしょう。



2. 送り出し対象者の選定

現在、施設・事業所における介護報酬算定時、介護福祉士国家資格保持者の割合の影響は小さくなく、有資格者獲得競争が激化している現状があります。このため、施設・事業所が行う実務者研修受講者の送り出しにおいては、実務者研修の受講者選定が軽視されているケースもみられます。

また、現場では、十分な知識・技術がないにもかかわらず、管理職に推薦されて実務者研修を受講する受講者も存在します。個別ケアを進めていくうえでの介護を展開していくことを学ぶ実務者研修は、知識・技術の習得が不十分な受講者にとって、受講効果を感じづらいものとなるかもしれません。

前述の通り、国は、介護業務を遂行する上で最低限の知識・技術と倫理を学習すること、また基本的な介護業務を行うことを目的として行われる研修を「介護職員初任者研修」として位置づけています。知識・技術の習得が不十分な職員については、実務者研修受講前に、本研修を受講することが望ましいと言えます。

施設・事業所におかれては、実務者研修の送り出しに際し、職員の知識・技術の習得状況を十分に理解し、受講対象者を選定いただきたいと思います。

3. 実務者研修の受講にかかる各種サポート

送り出し機関(施設・事業所)によっては、研修受講は職員の自主性に任せている施設・事業所も多いと思われます。しかしながら、受講者にとっては、所属施設・事業所の一定程度のサポートがあれば、研修受講における負担の軽減、ひいては受講促進が図れることが想定されます。

以下、送り出し機関(施設・事業所)における実務者研修にかかる施設・事業所の取組のうち、本事業内で行った施設・事業所へのヒアリングで上げられた例を紹介します。

(1) 学習効果を高めるためのサポート

① 施設・事業所内における相談体制の構築

研修受講前、受講中、受講後、受講者は学びに関する様々な疑問を持つことが想定されます。この際、施設・事業所内で、業務の全般的な相談、および研修等の学びに関する相談ができる相談先があることが重要との意見が挙げられました。このような相談体制の構築については、職員1人1人にチューターを設置する、研修・教育担当者等を設置し、定期的に職員と面談を行い意見聴取する、といった対応策が考えられます。

また、施設・事業所の育成担当者が、研修実施者と連携することも重要です。例えば、研修実施者に受講状況等を確認しつつ、必要に応じて、職員のフォローを実施していくといった工夫も考えられます。

② 人事考課と研修受講・資格取得の紐づけ

実務者研修を受講し、専門的な知識・技術を習得したことが、施設・事業所での評価につながる仕組みを構築することで、受講者の研修受講・学びのモチベーションにつながります。職員の成長を積極的に評価するため、考課場面では評価シートを用いて目標や到達度を可視化し、評価者と当該職員の認識を共有できるとよいでしょう。

また、これら評価シートと紐づけ、各種研修の受講、資格取得についても、施設・事業所での人事考課上の各職員の目標に組み込ませる工夫も考えられます。

(2) 業務負担軽減サポート

実務者研修では、受講者に 450 時間以上の研修受講が求められます。このため、研修受講を推進するには、シフト調整、研修受講は公休扱いにする、研修有給休暇を取りやすくするなどの支援ができます。

(3) 研修費用サポート

実務者研修の費用を施設・事業所で負担するというのも、研修受講を促進するための一案です。費用負担の要件として、以下のような要件を設けている施設・事業所もありました。

表：実務者研修の費用負担の要件(例)

| 要件 |
|-------------------------------|
| ・ 介護福祉士資格取得を目指す者 |
| ・ 施設での勤続年数が常勤で 2 年を経過した者 |
| ・ 勤務姿勢が良好な者 |
| ・ 介護主任、介護課長の推薦を得て、施設長が適当と認めた者 |
| ・ 上記以外でも、施設長の推薦を受けたもの |

また、「教育訓練給付金制度」、各都道府県・市区町村が行う各種給付金・補助金等制度が分からない受講者も多く存在することが想定されます。受講時の費用サポートとして、制度の概要や取得方法などを紹介し、手続きのサポートをするなども適宜必要になると思われます。なお、都道府県によっては、「地域医療介護総合確保基金」にて、施設・事業所に対し、職員が実務者研修を受講している期間における代替職員の確保のための支援を行っている場合もあります。

表：教育訓練給付金制度の概要

| 種類 | 給付内容 |
|---------------|---------------------------------------|
| 一般教育訓練給付金制度 | ・ 受講費用の 20%(上限 10 万円)が訓練修了後に支給 |
| 特定一般教育訓練給付金制度 | ・ 受講費用の 40%(上限 20 万円)が訓練修了後に支給 |
| 専門実践教育訓練制度 | ・ 受講費用の 50%(年間上限 40 万円)が訓練受講中6か月ごとに支給 |

さらに、研修実施者によって指導方法は異なります。このため、施設・事業所の教育方針に合った研修実施者を選ぶことで、実務者研修受講の効果を更に高められることが想定されます。施設・事業所で過去に実務者研修を受講された職員のヒアリングを行い、研修実施者の指導内容を把握するとよいでしょう。具体的には、研修受講時の学習の躓きのフォローアップが丁寧であること、研修期間中・期間後に国家試験対策のためのフォローアップが手厚いこと等が確認ポイントとしてあげられます。

参考資料

参考：別表5(法第40条第2項第5号の介護福祉士養成施設関係)

| 科目 | 到達目標 |
|-----------------------|---|
| 人間の尊厳と自立 (5時間) | ○ 尊厳の保持、自立の支援、ノーマライゼーション、利用者のプライバシーの保護、権利擁護等、介護の基本的な理念を理解している。 |
| 社会の理解Ⅰ (5時間) | ○ 介護保険制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。 |
| 社会の理解Ⅱ (30時間) | ○ 家族、地域、社会との関連から生活と福祉をとらえることができる。 ○ 地域共生社会の考え方と地域包括ケアのしくみについての基本的な知識を習得している。 ○ 社会保障制度の発達、体系、財源等についての基本的な知識を習得している。 ○ 障害者総合支援法の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。 ○ 成年後見制度、生活保護制度、保健医療サービス等、介護実践に関連する制度の概要を理解している。 |
| 介護の基本Ⅰ (10時間) | ○ 介護福祉士の法的な定義や義務を踏まえ、介護予防や看取り、災害時等における介護福祉士の役割を理解している。 ○ 個別ケア、ICF(国際生活機能分類)、リハビリテーション等の考え方を踏まえ、尊厳の保持、自立に向けた介護を展開するプロセス等を理解している。 ○ 介護福祉士の職業倫理、身体拘束禁止・虐待防止に関する法制度等を理解し、倫理を遵守している。 |
| 介護の基本Ⅱ (20時間) | ○ 介護を必要とする高齢者や障害者等の生活を理解し、ニーズや支援の課題を把握することができる。 ○ チームアプローチに関わる職種や関係機関の役割、連携方法に関する知識を習得している。 ○ リスクの分析と事故防止、感染管理等、介護における安全確保に関する知識を習得している。 ○ 介護従事者の心身の健康管理や労働安全対策に関する知識を習得している。 |
| コミュニケーション技術 (20時間) | ○ 本人・家族との支援関係を構築し、意思決定を支援することができる。 ○ 利用者の感覚・運動・認知等の機能に応じたコミュニケーションの技法を選択し活用できる。 ○ チームマネジメント(組織の運営管理、人材管理、リーダーシップ・フォローアップ等)に関する知識を理解し、活用できる。 ○ 状況や目的に応じた記録、報告、会議等での情報の共有化ができる。 |
| 生活支援技術Ⅰ (20時間) | ○ 生活支援におけるICFの意義と枠組みを理解している。 ○ ボディメカニクスを活用した介護の原則を理解し、実施できる。 ○ 自立に向けた生活支援技術の基本(移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等)を習得している。 |
| 生活支援技術Ⅱ (30時間) | ○ 以下について、利用者の心身の状態に合わせた、自立に向けた生活支援技術を理解し、行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「環境整備」、「移動・移乗」、「食事」、「入浴・清潔保持」、「排泄」、「着脱、整容、口腔清潔」、「休息・睡眠」、「人生の最終段階における介護」、「福祉用具等の活用」 |

| 科目 | 到達目標 |
|------------------------------|---|
| 介護過程Ⅰ (20 時間) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護過程の目的、意義、展開等を理解している。 ○ 介護過程を踏まえ、目標に沿って計画的に介護を行う。 ○ チームで介護過程を展開するための情報共有の方法、他の職種の役割を理解している。 |
| 介護過程Ⅱ (25 時間) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集、アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直しを行うことができる。 |
| 介護過程Ⅲ (スクーリング) (45 時間) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 実務者研修課程で学んだ知識・技術を確実に習得し、活用できる。 ○ 知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じて介護過程を展開し、系統的な介護(アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直し等)を提供できる。 ○ 介護計画を踏まえ、安全確保・事故防止、家族との連携・支援、他職種、他機関との連携を行うことができる。 ○ 知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じた介護を行うことができる。 |
| こころからだのしくみⅠ (20 時間) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護に関係した身体の構造や機能に関する基本的な知識を習得している。 |
| こころからだのしくみⅡ (60 時間) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 人間の基本的欲求、学習・記憶等に関する基礎的知識を習得している。 ○ 生命の維持・恒常、人体の部位、骨格・関節・筋肉・神経、ボディメカニクス等、人体の構造と機能についての基本的な知識を習得している。 ○ 身体の仕組み、心理・認知機能等についての知識を活用し、観察・アセスメント、関連する職種との連携が行える。 |
| 発達と老化の理解Ⅰ (10 時間) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 老化に伴う心理的な変化の特徴と日常生活への影響を理解している。 ○ 老化に伴う身体機能の変化の特徴と日常生活への影響を理解している。 |
| 発達と老化の理解Ⅱ (20 時間) | <ul style="list-style-type: none"> ○ ライフサイクル各期の発達の定義、発達段階、発達課題について理解している。 ○ 老年期の発達課題、心理的な課題(老化、役割の変化、障害、喪失、経済的不安、うつ等)と支援の留意点について理解している。 ○ 高齢者に多い症状・疾病等と支援の留意点について理解している。 |
| 認知症の理解Ⅰ (10 時間) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症ケアの取組の経過を踏まえ、今日的な認知症ケアの理念を理解している。 ○ 認知症による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認知症の人やその家族に対する関わり方・支援の基本を理解している。 |
| 認知症の理解Ⅱ (20 時間) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 代表的な認知症(若年性認知症を含む)の原因疾患、症状、障害、認知症の進行による変化、検査や治療等についての医学的知識を理解している。 ○ 認知症の人の生活歴、疾患、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、本人主体の理念に基づいた支援ができる。 ○ 地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。 |
| 障害の理解Ⅰ (10 時間) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害の概念の変遷や障害者福祉の歴史を踏まえ、今日的な障害者福祉の理念を理解している。 ○ 障害(身体・知的・精神・発達障害・難病等)による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○ 障害のある人やその家族に対する関わり方・支援の基本を理解している。 |
| 障害の理解Ⅱ (20 時間) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な障害の種類・原因・特性、障害に伴う機能の変化等についての医学的知識を習得している。 ○ 障害の特性、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。 ○ 地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。 |
| 医療的ケア (50 時間以上) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する。 |

【送り出し機関向け】
介護福祉士実務者研修 送り出しのポイント

令和 7 年 3 月発行

厚生労働省補助事業

実務者研修の実態把握に関する調査研究事業 検討委員会

